

令和4年度 東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会の報告書を受けて講じた新たな措置
(政府事故調独自の提言事項関連)

目 次

1.	本フォローアップ結果の位置付け	1
2.	政府が講じた措置	3

1. 本フォローアップ結果の位置付け

「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会の開催について」（平成23年5月24日閣議決定）に基づき設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（以下「政府事故調」という。）は、東京電力福島原子力発電所事故の調査、検証及び提言を行うことを目的として平成23年5月24日に発足し、平成23年12月26日の第6回委員会において中間報告の取りまとめを行い、平成24年7月23日の第13回委員会において最終報告の取りまとめを行った。

中間報告及び最終報告には、東京電力福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故の原因及び当該事故による被害の原因究明等の調査・検証結果のほか、当該事故による被害の拡大防止及び同種事故の再発防止等に関する政策提言が盛り込まれており、政府は、関係省庁・関係部局の取組状況を把握し、その状況を取りまとめて公表するなど、確実なフォローアップをすることが求められている（表1）。

表1 政府事故調提言抜粋

VI 総括と提言

3 原子力災害の再発防止及び被害軽減のための提言

当委員会の提言は、いずれも迅速かつ確実に実現を図ることが重要であることから、政府においては、関係省庁・関係部局に提言の反映や実施に向けた具体化を指示するとともに、関係省庁・関係部局の取組状況を把握し、その状況を取りまとめて公表するなど、確実なフォローアップをすることを求めたい。

そのため、毎年度、関係白書等の記述を参考としながら、政府が講じた措置を関係省庁において取りまとめ、内閣府において政府事故調のフォローアップ報告書を公表してきたところ。

他方、政府は、国会法に基づき、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置（いわゆる「国会事故調フォローアップ報告書」）の作成を義務づけられており、毎年度、報告書を作成して国会に提出している。

国会事故調フォローアップ報告書と政府事故調フォローアップ報告書は、構成は異なるものの、東京電力福島原子力発電所事故の反省・教訓を踏まえた政府の取組を記述するものであるため、両報告書の間で重複した記述も多い。そのため、国会事故調に含まれず政府事故調を受けて講じられた措置やその進捗がわかりにくい記載となっている。

このような状況を踏まえ、政府事故調フォローアップ報告書については、毎年度、全体版の報告書の掲載を行う代わりに、国会事故調の提言には含まれて

いない政府事故調報告書独自の提言事項に関して政府の取組に進展があった場合に当該取組を報告することとしている。なお、該当する政府事故調の提言は表2のとおりである。

引き続き、政府としては、東京電力福島原子力発電所事故の反省・教訓を踏まえた取組を確実に実施していくこととしており、取組状況の定期的な公表は、国会事故調フォローアップ報告書及び上記の掲載で対応することとする。

表2 政府事故調フォローアップ報告書において独自に記載している取組

提言（1）安全対策・防災対策の基本的視点に関するもの

4. 防災計画に新しい知見を取り入れることに関する提言
 - 南海トラフ巨大地震への対応
 - 首都直下地震等への対応
 - 地震調査研究の推進

提言（4）被害の防止・軽減策に関するもの

8. 諸外国との情報共有や諸外国からの支援受入れに関する提言
 - 諸外国との情報共有の体制整備
 - 諸外国からの支援受け入れの体制整備

提言（7）継続的な原因解明・被害調査に関するもの

2. 被害の全容を明らかにする調査の実施に関する提言
 - 住民等の避難の実態に関する調査
 - 記録の収集・保存・公開等
 - 震災関連死に関する調査

2. 政府が講じた措置（下線部分が取組に進捗のあった箇所）

提言（1）安全対策・防災対策の基本的視点に関するもの

提言（1）4. 防災計画に新しい知見を取り入れることに関する提言

- ① 地震についての科学的知見はいまだ不十分なものであり、研究成果を逐次取り入れて防災対策に生かしていかなければならない。換言すれば、ある時点までの知見で決められた方針を長期間にわたって引きずり続けることなく、地震・津波の学問研究の進展に敏感に対応し、新しい重要な知見が登場した場合には、適時必要な見直しや修正を行うことが必要である。

（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震への対応）

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震については、平成27年2月に理学・工学等の研究者から構成される「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」を内閣府に設置し、過去に発生した津波の痕跡などを幅広く整理及び分析するなどして、科学的知見に基づき考えられうる最大クラスの地震・津波断層モデルの設定や、想定される震度の分布、沿岸での津波の高さの推計等の検討を進めてきており、令和2年4月に検討結果の概要報告を取りまとめた。また、同月に中央防災会議防災対策実行会議の下に「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」を設置し、令和3年12月に最大クラスの地震・津波による人的・物的・経済的被害想定結果を、令和4年3月には被害想定を踏まえた防災対策を取りまとめた。この報告を踏まえ、令和4年5月に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成16年法律第27号）が議員立法により改正された（同年6月17日施行）。同法に基づき、令和4年9月に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」を変更し、今後10年間で達成すべき減災目標及びその達成のための具体的な施策を定めた。

加えて、日本海溝・千島海溝沿いでは、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した後、続いて発生する大規模な地震の事例なども確認されていることから、後発地震への注意を促す情報の発信とその対応について、「日本海溝・千島海溝沿いの後発地震への注意を促す情報発信に関する検討会」において、主にその運用や周知・啓発について検討がなされた。この検討結果を踏まえ、令和4年11月に「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドラ

イン」を公表するとともに、令和4年12月から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の運用を開始した。

<関連白書等：防災白書>